

札幌市職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例案
令和2年（2020年）5月28日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例

札幌市職員特殊勤務手当条例（平成11年条例第15号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第15条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 児童相談所に勤務する職員のうち、児童の指導、訓練又は相談の業務に従事した者

- (2) 第15条第2項中「業務に従事した日1日につき390円」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 前項（第4号を除く。）に規定する職員 業務に従事した日1日につき
390円

(2) 前項第4号に規定する職員 業務に従事した日1日につき1,000
円

- (3) 附則に次の2項を加える。

（感染症予防等作業手当の特例）

12 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）の患者又はその疑いのある者を収容する宿泊施設のうち市長が別に定めるものの内部又はこれに準ずる区域として市長が別に定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が別に

定めるものに従事したときは、感染症予防等作業手当を支給する。この場合において、第9条の規定は適用しない。

13 前項に規定する手当の額は、作業に従事した日1日につき4,000円を超えない範囲内で規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第12項及び第13項の規定は令和2年1月27日から、改正後の第15条の規定は同年4月1日から適用する。

(理 由)

児童相談所に勤務する職員のうち、児童の指導、訓練又は相談の業務に従事した者に係る福祉業務等手当の上限額を引き上げるとともに、患者等を収容する宿泊施設の内部等において新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した職員に対して感染症予防等作業手当を特例として支給するため、本案を提出する。